

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	対象税目	法人税: 義
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 認定NPO法人が、収益事業に属する資産から収益事業以外の事業で特定非営利活動のために支出した金額がある場合には、収益事業に係る寄附金の額とみなし、所得金額の50%相当額(その金額が200万円に満たない場合は200万円)の損金算入ができる。</p> <p>(2) 認定NPO法人及び特例認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、一般寄附金とは別枠で特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入ができる。</p>
		<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 66 の 11 の 2①</p> <p>租税特別措置法 66 の 11 の 2②</p> <p>租税特別措置法 68 の 96①</p>
4	担当部局	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり担当)付
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 平成 28 年 7 月</p> <p>分析対象期間: 平成 24 年度～平成 27 年度</p>
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1) 平成 15 年度に「みなし寄附金制度」が創設され、平成 23 年度に拡充。</p> <p>(2) 平成 13 年度に法人が支出した認定NPO法人に対する寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金と同等の損金算入を認める制度が創設。平成 23 年度に拡充。</p>
7	適用期間	恒久化(制度化)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の活動を支える資金調達の円滑化を図ることにより、民間の公益活動の活性化を図り、活力あふれる共助社会づくりを推進する。</li> </ul>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>特定非営利活動促進法(平成十年三月二十五日法律第七号)</b> (目的) 第 1 条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度等を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。</li> <li>・<b>「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)</b> 第 2 章 2.(4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援③地域の活性化 「成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進や民間資金の活用により、複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図ることで、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」</li> </ul>

		<p>第2章 4.(3)歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築 「共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携して、ボランティア参加者の拡大に向けた取組を推進するとともに、民間非営利組織、企業及び行政などの多様な主体が協力し合い寄附の普及啓発活動を行う「寄附月間」等の寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。」</p> <p>・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>1. (4)本プランの実行(必要な政策資源の確保と機動的な政策運営) 「また、一億総活躍社会を実現するためには、政府による環境整備の取り組みだけでは限界があり、多様な生活課題について住民参画の下に広く地域の中で受け止める共助の取組を進めることが期待される。」</p> <p>4. (4)地域共生社会の実現 「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」</p>															
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>・政策…3. 経済財政政策の推進 ・施策…⑥市民活動の促進</p>															
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金にも支えられながら、法人が自らの事業収益によって持続的な活動を行える基盤を作ることが重要。当該措置を通じて、認定NPO法人の財政基盤を強化し、特定非営利活動の継続・発展を促す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 NPO法人が特定非営利活動のための財源を賄うためには、外部からの寄附や、自己の収益活動により得た財源の活用が大きな役割を果たす。このため、特定非営利活動のために法人が寄附を行う場合や、認定NPO法人が収益事業からの収益を特定非営利活動に充てる場合に税制上の優遇措置を講じることは、認定NPO法人の財政基盤の強化や特定非営利活動の継続・発展を促し、民間の公益活動の活性化、活力あふれる共助社会づくりの推進に寄与する。</p>															
9 有効性等	① 適用数等	<p>(1)みなし寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1" data-bbox="563 1608 1225 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用認定 NPO 法人数</th> <th>適用額 (損金算入額、千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>18</td> <td>60,586</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>38</td> <td>85,138</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>46</td> <td>129,771</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>54</td> <td>151,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※国税庁認定含む。 ※平成27年度は内閣府による推計値。①平成27年度の利用認定法人数は、前年度と同じ増加幅、②1認定法人あたり適用額も前年度と同水準、と仮定し算出。</p>		利用認定 NPO 法人数	適用額 (損金算入額、千円)	平成24年度	18	60,586	平成25年度	38	85,138	平成26年度	46	129,771	平成27年度	54	151,200
	利用認定 NPO 法人数	適用額 (損金算入額、千円)															
平成24年度	18	60,586															
平成25年度	38	85,138															
平成26年度	46	129,771															
平成27年度	54	151,200															

(2) 認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度

	利用法人数	適用額 (損金算入額、千円)
平成 24 年度	13,163	10,251,723
平成 25 年度	16,449	10,557,835
平成 26 年度	17,072	8,317,488
平成 27 年度	17,700	8,850,000

※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※国税庁認定及び仮認定含む。

※※連結法人含む。

※平成 27 年度は内閣府による推計値。①平成 27 年度の利用認定法人数は、前年度と同じ増加幅、②1 認定法人あたり適用額も前年度と同水準、と仮定し算出。

② 減収額

(1) みなし寄附金額の損金算入制度

	減収税額(千円)
平成 24 年度	15,449
平成 25 年度	21,710
平成 26 年度	33,091
平成 27 年度	38,556

※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※国税庁認定含む。平成 27 年度は、内閣府による推計値。

※減収税額については、各年度の適用額(上記9. ①)に法人税率(25.5%)を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。

(2) 認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度

	減収税額(千円)
平成 24 年度	2,614,189
平成 25 年度	2,692,247
平成 26 年度	2,120,959
平成 27 年度	2,256,750

※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※国税庁認定及び仮認定含む。平成 27 年度は、内閣府による推計値。

※減収税額については、各年度の適用額(上記9. ①)に法人税率(25.5%)を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

《政策目的の実現状況》

- ・認定NPO法人(仮認定NPO法人含む)の認定数について、対前年度比増という目標を掲げているが、法人数は着実に増えており、目標を達成している。
- ・認定NPO法人の認定数は、平成 13 年度の制度導入以降、平成 22 年度までの間に平均年 22 法人のペースで増えていたが、当該優遇措置を導入した 23 年度以降は年 150 法人のペースで増えており、ペースが加速している。
- ・認定を受けている、又は認定の申請準備を進めている法人を対象に、「認定制度を利用する理由」についてアンケート調査を行ったところ(内閣府「平成 27 年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」)、約 7 割の法人が「寄附金が集めやすくなる」「税制上の優遇措置を受けることができる」という理由を挙げており、当該優遇措置の導入が認定NPO法人の増加に寄与しているものと考えられる。

○認定NPO法人数の推移

	認定NPO法人数	
平成 13 年度	3	平均 22 法人増
平成 14 年度	12	
平成 15 年度	22	
平成 16 年度	30	
平成 17 年度	40	
平成 18 年度	58	
平成 19 年度	80	
平成 20 年度	93	
平成 21 年度	127	
平成 22 年度	198	
平成 23 年度	244	平均 150 法人増
平成 24 年度	407	
平成 25 年度	630	
平成 26 年度	821	
平成 27 年度	955	

※内閣府「特定非営利活動法人の設立認証及び認定・仮認定等の状況について」  
 ※国税庁認定及び仮認定含む。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》

○認定NPO法人等における法人からの寄附受入状況

内閣府アンケート調査によると、調査サンプルが異なるため単純には比較できないが、1認定NPO法人あたりの寄附法人数、寄附金額は減少傾向にある。法人からの寄附金額は、災害支援等を背景に平成 23 年度に急増し、その後徐々に水準が低下しているものの、9. ①(2)の「適用数」の通り、当該優遇措置を利用する法人数は着実に増加しており、認定NPO法人の財政基盤の強化に一定程度の効果があったものと推量される。

	寄附法人数 (平均値)	寄附金額 (平均値、千円)	参考: サンプル数
平成 25 年度	24	4175	181
平成 26 年度	25	2940	207
平成 27 年度	16	2219	294

※内閣府「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」(各年度版)  
 ※寄附法人数・寄附金額は、上記調査で回答のあった認定 NPO 法人のうち、①当該年度に寄附の受入があった法人で、②回答の上位5%を除いたものの平均値。  
 ※国税庁認定及び仮認定含む。

○認定NPO法人等の収益構造

租税特例措置の導入後、事業収益の割合が大きく拡大するとともに、補助金・助成金の割合が低下して寄附金が収益の第 2 の柱となるなど、認定NPO法人の自立的な活動に向けた環境整備が進んでいるものと考えられる。

(%)

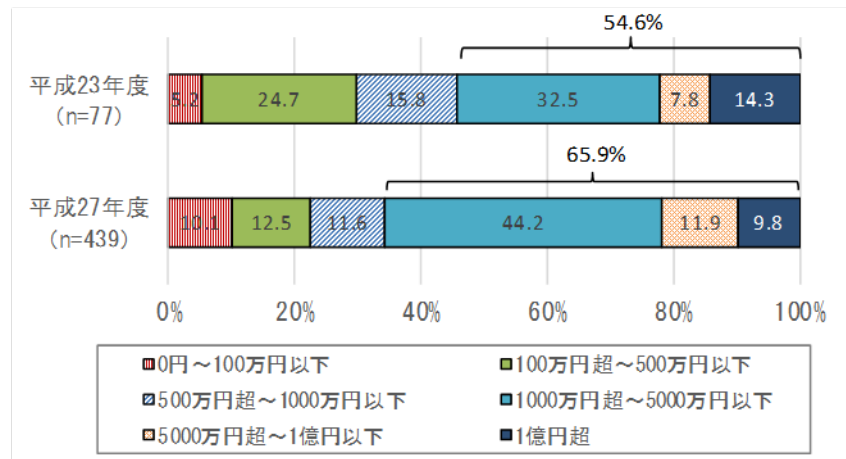
	会費	寄附金	補助金 助成金	事業 収益	その他 収益	参考: 回答数
平成 23 年度	1.7	52.9	38.7	5.6	1.1	68
平成 24 年度	—	—	—	—	—	

平成 25 年度	2.5	52.2	14.5	30.0	0.9	282
平成 26 年度	2.6	26.9	23.0	46.2	1.4	347
平成 27 年度	1.6	25.7	10.0	60.9	1.7	316

※内閣府「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」(各年度版)  
 ※上記調査で回答のあった認定 NPO 法人(当該年度に寄附受入がなかった法人も含む)の実績に基づく。※国税庁認定及び仮認定含む。

○認定NPO法人における特定非営利活動事業の総支出額

内閣府アンケート調査によると、調査サンプルが異なるため単純には比較できないが、認定NPO法人における総支出額の分布をみると、平成 23 年度と比較して総支出額が 1,000 万円を超える法人の割合が増加している。活動規模の拡大を通じて、公益活動の活性化に寄与しているものと推察される。



※内閣府「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」(各年度版)  
 ※国税庁認定及び仮認定含む。

《税収減を是認するような効果の有無》

・労働政策研究・研修機構の報告書(「労働政策研究報告書 No.183」、平成 28 年 3 月)によると、平成 26 年度にNPO法人が産出した付加価値額は、約 8,900 億円。 ※内訳は、正規職員約 4,000 億円、非正規職員約 3,200 億円、ボランティア約 1,700 億円。

・平成 26 年度のNPO法人数は、50,088 法人(うち認証法人数は 49,267、認定法人数は 821)。内閣府アンケート調査(平成 26 年度)によれば、認証NPO法人・認定NPO法人のスタッフの構成は以下の通り。

○平成 26 年度スタッフ数(中央値、人)

	正規職員	非正規職員	ボランティア
認証NPO法人	2	5	10
認定NPO法人	2	4.5	46

※「平成 26 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」

※全職員のうち常勤有給職員を「正規職員」、その他の職員を「非正規職員」とする。

※ボランティアは、現場で活動した人の延べ人数であり、管理・運営・総務・庶務等に係る者は除く。

			<p>・付加価値額はスタッフの多寡に比例すると仮定。正規職員、非正規職員、ボランティアの1人当たり付加価値額を<math>\alpha</math> <math>\beta</math> <math>\gamma</math>とし、認証・認定共に同額であるとする と、雇用形態別の付加価値額は、</p> <p>○正規職員 認証[2人×<math>\alpha</math>×49,267法人]+認定[2人×<math>\alpha</math>×821法人]=約4,000億円</p> <p>○非正規職員 認証[5人×<math>\beta</math>×49,267法人]+認定[4.5人×<math>\beta</math>×821法人]=約3,200億円</p> <p>○ボランティア 認証[10人×<math>\gamma</math>×49,267法人]+認定[46人×<math>\gamma</math>×821法人]=約1,700億円 ※<math>\alpha</math>=約400万円、<math>\beta</math>=約130万円、<math>\gamma</math>=約30万円</p> <p>これにより、 認証NPO法人の付加価値額 約8,600億円 ※1法人あたり1,750万円 認定NPO法人の付加価値額 約230億円 ※1法人あたり2,750万円</p> <p>・1認定NPO法人あたりの付加価値額は、当該認定法人の総支出額に比例すると仮定し、上記で算出した平成26年度の1認定法人あたり付加価値額(2,750万円)をベースに各年度の1認定法人あたり付加価値額を算出すると、 平成24年度:2,216万円(総支出額1,364万円) 平成25年度:3,158万円(総支出額1,944万円) 平成26年度:2,750万円(総支出額1,693万円) 平成27年度:2,919万円(総支出額1,797万円) ※各年度の総支出額(中央値)は、内閣府アンケート調査による。 ※平成24年度はデータがないため、平成23年度のデータを適用。</p> <p>・認定法人数、1認定法人あたり付加価値額、認定NPO法人の収益における寄付金の割合を乗じて各年度の付加価値額を算出すると、いずれも税の減収額を大きく上回っている。 平成24年度 2,216万円×407法人×52.9%=約48億円(減収額:約26億円) ※寄附金割合は、24年度のデータがないため23年度のデータを適用 平成25年度 3,158万円×630法人×52.2%=約104億円(減収額:約27億円) 平成26年度 2,750万円×821法人×26.9%=約61億円(減収額:約22億円) 平成27年度 2,919万円×955法人×25.9%=約72億円(減収額:約23億円)</p> <p>・以上により、税収減を是認するに足る効果があると認められる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・特定非営利活動においては、補助金の供与など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金にも支えられながら自らの事業収益によって持続的な活動を行える基盤を作ることが重要であり、租税特別措置を整備し支援することは、「民による公益の推進」という制度の趣旨に沿うものである。租税特別措置は、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えるものであり、公平性を確保する観点からも必要不可欠である。</p> <p>・当該税制優遇措置は、NPO法人の財務運営の改善・強化に重要な役割を果たしており、同措置の継続は市民活動の更なる発展に不可欠であると考えられる。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		当該税制優遇措置は、NPO 法人の財政上の問題を緩和し、その活動の継続・発展に不可欠と考えられることから、引き続き同措置の継続が必要。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月 (H22 内閣 01)